



# 島根県報

平成20年10月3日（金）

第2,023号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

土地改良事業変更施行の同意 (農村整備課) 2

保安林の指定 (森林整備課) 2

保安林の指定の解除 ( " ) 3

保安林予定森林 ( " ) 4

島根県収入証紙の売りさばき人の指定 (審査課) 4

### 【公 告】

平成20年度前期技能検定の合格者 (雇用政策課) 5

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河川課) 8

### 【正 誤】

平成20年5月7日付け島根県報第1,980号中 (道路維持課) 9

平成20年8月8日付け島根県報第2,007号中 ( " ) 9

平成20年3月31日付け島根県報号外第63号中 (人事委員会) 9

平成20年9月19日付け島根県報第2,019号中 (警察本部) 10

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第73号）

## 1 規則の概要

引用する条項の整理（第15条・第20条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第73号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(ア)及び第20条第1項第1号ソ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告****示**

## 島根県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 あおき	しろがねの里居宅介護支援 事業所	大田市大田町大田口985-4	平成20年9月24日

## 島根県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項で準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	同意年月日
松江市	宮田地区農道事業（元気な地域づくり交付金）	平成20年9月25日

## 島根県告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字平田鍋谷イ461-1、字オノ原女郎ヶ迫イ504-1、イ504-6、イ504-7、字オノ原上女郎ヶ迫イ504-2、字大向イ505、字女郎ヶ迫イ510、字岡田山イ515-2からイ515-8まで、イ515-11、富山町山中字久谷2357-2、2357-4から2357-22まで、2357-27、2357-31、2357-40、2357-44

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三瓶町野城字平田鍋谷イ461-1、字オノ原女郎ヶ迫イ504-1、イ504-6、イ504-7、字オノ原上女郎ヶ迫イ504-2、字大向イ505、字女郎ヶ迫イ510、字岡田山イ515-2からイ515-6まで、イ515-8、イ515-11、富山町山中字久谷2357-2、2357-4から2357-22まで、2357-27、2357-31、2357-40、2357-44

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字三原768-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡川本町大字三原768-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第807号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1(1) 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字中朝日340続1、字七人塚350続4

#### (2) 指定の目的

水源のかん養

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町高津屋字横畑上ミ301続2、字大栗谷上へ480

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第808号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	住 所 及 び 氏 名	売 り さ ば き 場 所
平成20年9月25日	974	江津市江津町1525 江津市長	江津市江津町1525 江津市役所

**公 告**

平成20年度前期技能検定（3級は除く。）の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成20年10月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1級技能検定

造園(造園工事作業)

A甲0005 C0007

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 B0001 B0002 B0003 B0004

金属熱処理(一般熱処理作業)

A甲0002 A甲0003 B0002 B0004 B0005 B0007 B0011 B0014 B0017 C0001

金属熱処理(高周波・炎熱処理作業)

A甲0001 C0001 C0002

機械加工(数値制御旋盤作業)

C0001

機械加工(数値制御フライス盤作業)

C0002

機械加工(マシニングセンタ作業)

B0001 B0002

鉄工(構造物鉄工作業)

A甲0001

建築板金(内外装板金作業)

A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 B0002 B0003 B0004  
B0005

建築板金(ダクト板金作業)

B0001

仕上げ(機械組立仕上げ作業)

A甲0002 B0001 B0002

ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)

A甲0001

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0013 A甲0015 B0001 B0002 B0003

建設機械整備(建設機械整備作業)

A甲0002 B0003 B0004 C0001

家具製作(家具手加工作業)

B0001 C0001

とび(とび作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011  
A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0016 A甲0017 A甲0019 A甲0021 A甲0023 A甲0024  
A甲0025 A甲0027 B0001

## 左官(左官作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009  
B 0003

## タイル張り(タイル張り作業)

A 甲0001

## 畳製作(畳製作作業)

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 B 0001

## 防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)

A 甲0002 C 0004 C 0005 C 0007 D 0001

## 防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事作業)

A 甲0002

## 防水施工(シーリング防水工事作業)

B 0001

## 防水施工(FRP防水工事作業)

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 B 0001 C 0001 C 0003

## 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)

A 甲0002 A 甲0003 C 0001

## 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)

A 甲0001 A 甲0002

## 内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)

A 甲0001 A 甲0002 B 0003

## 表装(壁装作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007

## 塗装(建築塗装作業)

A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0010 A 甲0012 A 甲0015 A 甲0016  
A 甲0017 B 0001 B 0002 B 0005 B 0006 B 0007 C 0002

## 広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

B 0002

## フラワー装飾(フラワー装飾作業)

A 甲0001 C 0001

## 単一等級技能検定

## 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0007 B 0002

## 産業洗浄(高圧洗浄作業)

A 甲0004 A 甲0005 B 0001 B 0002

## 2級技能検定

## 造園(造園工事作業)

A 甲0004 A 甲0008 C 0003 C 0004 C 0006

## 鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009  
A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 B 0001 B 0004 B 0005 B 0006

## 金属熱処理(一般熱処理作業)

---

A 甲0002	A 甲0003	B 0003	B 0005	B 0008	B 0009	B 0011	C 0002	C 0004	C 0005
C 0006									
金属熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)									
A 甲0003	A 甲0004	C 0001							
機械加工(普通旋盤作業)									
A 甲0001	C 0005								
機械加工(フライス盤作業)									
A 甲0001	A 甲0002								
機械加工(円筒研削盤作業)									
B 0001									
機械加工(数値制御旋盤作業)									
B 0001	B 0002	C 0001	C 0002	C 0003					
機械加工(数値制御フライス盤作業)									
A 甲0003	C 0001								
機械加工(マシニングセンタ作業)									
A 甲0005	C 0002								
放電加工(ワイヤ放電加工作業)									
A 甲0002	B 0002								
鉄工(構造物鉄工作業)									
A 甲0001	A 甲0002	A 甲0003	C 0001						
建築板金(内外装板金作業)									
B 0002	D 0001								
建築板金(ダクト板金作業)									
B 0002									
仕上げ(機械組立仕上げ作業)									
C 0001	C 0002	C 0003	D 0001	D 0002					
ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)									
A 甲0001	A 甲0006								
電子機器組立て(電子機器組立て作業)									
A 甲0003	A 甲0006	A 甲0007	A 甲0010	A 甲0011	A 甲0012	A 甲0013	A 甲0015	A 甲0016	
A 甲0020	A 甲0023	A 甲0024	A 甲0027	B 0001	B 0002	B 0003	B 0004	B 0005	B 0006
C 0001									
電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)									
A 甲0002	A 甲0004	B 0001	C 0001						
建設機械整備(建設機械整備作業)									
A 甲0002	A 甲0003	A 甲0005	A 甲0007	A 甲0010	A 甲0011	A 甲0016	A 甲0017	B 0001	
B 0002	B 0003	C 0001	C 0002	C 0003					
婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)									
A 甲0001	B 0001								
家具製作(家具手加工作業)									
A 甲0002									
建具製作(木製建具手加工作業)									

---

A甲0001 B0001

建具製作(木製建具機械加工作業)

A甲0001

建築大工(大工工事作業)

D0001 D0002 D0003 D0004 D0005

とび(とび作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0011

A甲0012 B0001

左官(左官作業)

D0001

畳製作(畳製作作業)

A甲0001

防水施工(FRP防水工事作業)

A甲0001

表装(壁装作業)

A甲0001 C0001

塗装(建築塗装作業)

A甲0001 B0001 B0002 B0004 B0005 C0001 C0002 D0001 D0002

フラワー装飾(フラワー装飾作業)

A甲0001 A甲0002

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成20年10月3日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶係留施設(その他付属物含む。) 11基

## 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

## (1) 場所

一級河川斐伊川水系佐陀川において、松江市鹿島町佐陀宮内、同町名分、古志町、上佐陀町及び下佐陀町地内

## (2) 日時

平成20年9月16日8時00分から平成20年9月18日18時00分まで

## 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

## (1) 日時

平成20年9月19日 9時00分

## (2) 場所

松江市鹿島町佐陀本郷地内の県有地

## 4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
  - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
- 〒690-0011 松江市東津田町1741-1
- 松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852-32-5734

**正**

**誤**

平成20年5月7日付け島根県報第1,980号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
9	島根県告示第410号の表中	松江市宍道町上来待64番7地先から同町東来待1658番3地先まで	松江市宍道町上来待64番7地先から同町東来待1648番2地先まで

平成20年8月8日付け島根県報第2,007号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正												
5	島根県告示第669号の表中	<table border="1"> <tr> <td>県道</td> <td>玉湯吾妻山線</td> <td>松江市宍道町上来待3199番5地先から同3145番11地先まで</td> <td>216.00</td> <td>平成20年8月8日</td> <td>松江県土整備事務所</td> </tr> </table>	県道	玉湯吾妻山線	松江市宍道町上来待3199番5地先から同3145番11地先まで	216.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所	<table border="1"> <tr> <td>県道</td> <td>御津東生馬線</td> <td>松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで</td> <td>55.00</td> <td>平成20年8月8日</td> <td>松江県土整備事務所</td> </tr> </table>	県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所
		県道	玉湯吾妻山線	松江市宍道町上来待3199番5地先から同3145番11地先まで	216.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所								
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所										
<table border="1"> <tr> <td>県道</td> <td>御津東生馬線</td> <td>松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで</td> <td>55.00</td> <td>平成20年8月8日</td> <td>松江県土整備事務所</td> </tr> </table>	県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所	<table border="1"> <tr> <td>県道</td> <td>御津東生馬線</td> <td>松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで</td> <td>55.00</td> <td>平成20年8月8日</td> <td>松江県土整備事務所</td> </tr> </table>	県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所		
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所										
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所										

平成20年3月31日付け島根県報号外第63号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から7	に改め、	に改め、同部大阪事務所の項中「所長 部長 課長（庶務担当に限る。）」を「所長 部長 調整監（庶務担当に限る。）」に改め、

平成20年9月19日付け島根県報第2,019号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
17	下から2	西津田七丁目	、西津田七丁目